

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定					担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 高畠 昌明 参事官 岸川 仁和				
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。					政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。					目標設定の考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	-	-	60%	28年度	60%	60%	60%						計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
1 新たに認定された基本計画の数(年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	制度を活用した地方公共団体数を把握するため							
	10	21	17	22	20								
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 中心市街地活性化の推進に必要な経費(平成19年度)	11 (5)	12 (3)	11	10	1	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。	0026						
施策の予算額・執行額	11 (5)	12 (3)	11	10	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「日本再興戦略」(H25.6.14) コンパクトシティの実現 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	構造改革特区計画の認定				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 田中 誠也				
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	#REF!						
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の推進を図る上では、規制緩和のうち全国展開された数の割合が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数についても定量的な指標であるため測定指標とする。 ・規制緩和のうち全国展開された数の割合は、年度における評価・調査委員会の結果により左右されるが、特区として存続する方が望ましい場合もあるため、同程度の目標値を設定したものである。なお、評価・調査委員会を経ず、全国展開される規制の特例措置も存在する。 		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 規制緩和のうち全国展開された割合	72%	24年度	72%	28年度	-	72%	72%	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の推進を図る上では、規制緩和のうち全国展開された数の割合が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数についても定量的な指標であるため測定指標とする。 ・規制緩和のうち全国展開された数の割合は、年度における評価・調査委員会の結果により左右されるが、特区として存続する方が望ましい場合もあるため、同程度の目標値を設定したものである。なお、評価・調査委員会を経ず、全国展開される規制の特例措置も存在する。
2 構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	25件	28年度	22件	25件	24件	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
構造改革特別区域計画の (1)認定等に必要経費 (平成14年度)	25 (22)	25	25	14	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。 					0027	
施策の予算額・執行額	25 (22)	25	25	14	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	地域再生の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 須藤 明夫						
施策の概要	地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等をもって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進								
達成すべき目標	近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成29年8月						
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
1 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	230件	平成28年度	144件	115件	230件							・地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。 ・平成28年度目標値については、27年度実績値等を勘案して設定することとする。
計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	70%	平成28年度	70.0%	70.0%	70.0%						・認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・平成28年度目標値については、24年度から26年度実績に基づき設定した。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度										
(1) 必要な経費 (平成17年度)	29 (21)	28 (24)	12,076	41	1,2	・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・地方創生推進室WEBページにおいて、地方創生に資する施策や活用事例等の情報提供を実施。						0028		
(2) 地域再生の推進のための 利子補給金の支給に必要な経費 (平成20年度)	223 (200)	250 (203)	268	279	2	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)						0028		
施策の予算額・執行額	252 (221)	278 (227)	12,344	320	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定) 第2章 3 [2]地域の活性化							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

###

施策名	総合特区の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官(総務・評価担当)森 宏之 参事官(財政・金融担当)佐藤 透				
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	-	-	国際3.8点 地域3.8点	32年度	-	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	当初の事前分析表においては、総合特区事後評価(総合特別区域評価・調査検討会の有識者による評価)の結果に基づき、平成28年度までに国際及び地域の全ての特区で4.5点以上(6点満点中)に達することを目標としていたが、平成27年度に行った評価方法の見直し(※)により、3.8点以上(5点満点中)に達することを目標とする。 ※平成27年度における評価方法の見直し 平成26年度までの評価は項目ごとに評点を算出し、最後に有識者による加点、減点を行っていたが、有識者より加点、減点部分の比重が高すぎることが指摘された。この指摘を踏まえ、平成27年度においては、有識者による加点、減点の採点方法を廃止し、各項目の評点を単純平均することとした。これに伴い、A(4.5点以上)からE(1.5点未満)までの従来の表示も廃止した結果、これまで目標としていたA評価の設定根拠がなくなった。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
1 総合特区の指定区域数	国際:7特区 地域:26特区	国際:7特区 地域:37特区	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:41特区	測定指標で平均値を求める際に使用する指標であるため						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 総合特区計画に基づく支援措置等に必要な経費(平成23年度)	315 (191)	472 (309)	613	691	1	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。	0029					
(2) 総合特区の推進調整に必要な経費(平成23年度)	12,860 (2,796)	9,405 (4,494)	6,195	2,500	1	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。	0030					
(3) 税制上の支援措置(平成23年度)	-	-	-	-	1	総合特区制度における税制支援措置として、特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)、出資に係る所得控除(所得税の特例)の活用を図ることで、目標達成を目指す。	-					
施策の予算額・執行額	13,175 (2,987)	9,877 (4,803)	6,808	3,191	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進 総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-22(政策4-施策⑩))

施策名	地方版総合戦略に基づく取組の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 渡辺 公德 参事官 岸川 仁和			
施策の概要	地方創生推進交付金 地方創生推進交付金制度要綱及び地方創生推進交付要綱に基づき、交付金の交付及び配分計画の作成を行う。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進					
達成すべき目標	具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援する。				目標設定の考え方・根拠	具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の推進		政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体が設定したKPIの達成割合		計画中	-	-	-	-	-	-	-	本交付金の交付対象事業については、KPIの設定とそれに基づく効果検証が義務付けられていることに加え、経済財政再生計画・改革工程表において、地方創生推進交付金の目標値として設定されているため。	
2 地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業(先駆的・優良事例)の数		(平成29年9月までに地方創生推進交付金対象事業の平成28年度実績が各自治体で確定することから、基準値・目標値についてはそれ以降設定予定)	-	-	-	-	-	-	-		経済財政再生計画・改革工程表において、地方創生推進交付金の目標値として設定されているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度							
(1) 地方版総合戦略に基づく取組の推進に必要な経費(28年度当初)	*,*** (*,***)	*,*** (*,***)	*,***	100,000	1	地方公共団体が作成する地方創生推進交付金に係る事業実施計画に基づく事業に要する経費のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。				新28-0001	
施策の予算額・執行額	*,*** (*,***)	*,*** (*,***)	*,***	100,000	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 改定版」(平成27年12月24日閣議決定)、「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」(平成27年8月4日まち・ひと・しごと創生本部決定)					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-23(政策5-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進				担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	五味 裕一					
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する				政策体系上の位置付け	地方分権改革の推進							
達成すべき目標	地方分権改革の普及啓発その他の地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の推進				目標設定の考え方・根拠	「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)		政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	425,297	27年度	前年度以上	28年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	—	・「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定。以下「総括と展望」という)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、近年情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。
2 地方分権改革推進室Facebookページの記事ごとの「いいね!」の数の総数	2,689	27年度	前年度以上	28年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	—	・総括と展望においては、「これまでの地方分権改革を通じて、権限移譲や規制緩和など数多くの制度改革とその具体的な活用事例が積み重ねられてきている。これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等との活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。
3 地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの数(前年度末からの増減数)	5,629	27年度	前年度以上	28年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	—	同上
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
4 法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催	—	—	実施	—	実施	実施	実施	—	—	—	—	—	・地方分権改革に関する法律等につき、当事者である地方側にその内容を説明することは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資するため、地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進の指標として設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 地方分権改革の推進に必要経費(平成25年度)	37(43)	39(46)	40	47	1.2.3	地方分権改革シンポジウム、地方分権に関する提案募集方式に関する市町村向け説明会、トップセミナー・地方分権改革セミナーの開催、「地方分権改革アドバイザー」の派遣、地方分権改革事例集の配布等により、国民や地方へ地方分権改革の普及啓発を推進する。						—	
施策の予算額・執行額	37(43)	39(46)	40	47	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「地方の発意による、地方のための分権改革を進めます。自治体が地方版ハローワークを設置し、住民相談や企業支援と一体となった職業紹介が行えるようにします。」						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-24(政策6-施策①))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進							担当部局名	地域経済活性化支援機構担当室	作成責任者名	参事官 堀本 善雄			
施策の概要	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。							政策体系上の位置付け	地域経済活性化事業等支援政策の推進					
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。					目標設定の考え方・根拠	「地域経済活性化支援機構法」第1条		政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		32年度		
1 I.直接の再生支援を通じた地域への貢献 (1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	59%	平成26年度	50%	平成28年度	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator:具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なものを設定。 ・KPIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。		
2 I.(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	90%	平成25年度	75%	平成28年度	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上		"	
3 I.(3)ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか	95%	平成25年度	90%	平成28年度	75%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上			"
4 I.(4)地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	70%	平成25年度	90%	平成28年度	75%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上			
					59%	64%								
					80%	78%								
					98%	90%								
					91%	93%								

5	I.(5)金融機関等との連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)	90%	平成25年度	90%	平成28年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
						89%	87%	/	/	/	/	
6	I.(6)特定支援業務(個人保証付債権等の買取)を通じた地域経済活性化への貢献 特定支援を行った案件について、経営者の再チャレンジに貢献できたか	89%	平成27年度	90%	平成28年度	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
						/	89%	/	/	/	/	
7	II.地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援 (1)地域経済への貢献 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	63%	平成25年度	75%	平成28年度	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	"
						70%	85%	/	/	/	/	
8	II.(2)金融機関等との連携 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)	96%	平成25年度	90%	平成28年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
						92%	97%	/	/	/	/	
9	III.ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保) 機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上	59%	平成26年度	60%	平成28年度	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	"
						59%	59%	/	/	/	/	
10	IV.中小企業等への重点支援の明確化 中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	90%	平成25年度	90%	平成28年度	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	"
						82%	85%	/	/	/	/	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
11 II.(3)各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか	75%以上	34年度	<ul style="list-style-type: none"> ・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator: 具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。 ・KPIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。 		
12 II.(4)地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受け入れを平成35年3月末までに累計で250件以上行う	100%(平成35年3月末までの累計)	34年度	"		
13 V.機構全体の収益性確保 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	機構解散時	"		

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 再生支援決定件数(累計)	-	-	10	28	47	測定指標の前提となる参考値として、地域経済活性化支援機構に改組後(特定支援決定件数は平成26年10月の業務開始後)の業務実績を選定。
2 ファンド設立件数(累計)	-	-	4	19	36	"
3 特定専門家派遣決定件数(累計)	-	-	19	63	83	"
4 特定支援決定件数(累計)	-	-	-	3	23	"

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度				
(1) 財政投融资要求(産投出資) (平成26年度、27年度)	-	3,000 (3,000)	(※)	-	-	7,8,9,11,13	地域経済活性化支援機構法の改正により、新たにファンドに対するLP出資機能が追加された。地域の活性化に向けた取組みを支援するため、『日本再興戦略』改訂2014等にも掲げられている4類型のファンド(①地域ヘルスケア産業支援、②地域観光・まちづくり活性化、③早期経営改善等支援、④東日本大震災復興・成長支援)に対するLP出資の財源として、産投出資が措置された。	-

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>—</p>	<p>3,000 (3,000)</p>	<p>(※)</p>	<p>—</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>ビジネスモデルの作り込みやリスクマネーの供給を一体的に促進する。</p> <p>REVICが連携して出資・設立する「地域活性化・事業再生ファンド」を活用し、地域企業への資金供給を促進する。</p> <p>よる事業性評価に基づく融資の取組やコンサルティング機能の強化、2013年12月に策定された「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用、本年1月から開始されたREVICによる地域金融機関向け短期トレーニー制度の活用等の促進を図る。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 改訂版(27年12月24日閣議決定)</p> <p>ザニンファイナンス等、既に整備されている枠組みの活用を促す。</p> <p>り・整理業務の活用促進を行う。</p> <p>民間人材ビジネス事業者等との密接な連携を深め、発掘すべき潜在成長力ある企業の裾野の拡大を図るとともに、全国の潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材に対し、多様な就業機会や地域の魅力、くらししごとの環境など地域プロモーションを展開し、プロフェッショナル人材の地方還流の加速を図る。</p> <p>多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図る。</p>
-------------------	----------	--------------------------	------------	----------	---	--

(※) 自己資金からの使用により、財投については不用扱い

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-25(政策7-施策①))

施策名	原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等					担当部局名	原子力政策担当室	作成責任者名	参事官(原子力担当) 室谷 展寛			
施策の概要	原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を実施。					政策体系上の位置付け	科学技術・イノベーション政策の推進					
達成すべき目標	原子力委員会を定期的に開催し、原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するとともに、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施する。				目標設定の考え方・根拠	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置されている。		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		32年度
1 原子力委員会Webサイトのアクセス件数(同一日における、同一端末からの複数アクセスは重複しない。)	477,350	27年度	477,350	28年度	-	328,425	477,350	-	-	-	-	我が国の原子力利用に関する取組について、国内外における理解増進を図るため、積極的な情報発信等を行っているが、取り組みが充実し、国民の関心や理解増進が進んだことを原子力委員会Webサイトのアクセス件数を前年度以上とすることを以って成果目標とする。
					328,425	477,350	-	-	-	-		
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度			
1 原子力委員会の議事録公表数	53		57		47		48		43		Webサイトにおける、原子力委員会の議事録の公表を通じて、当該委員会の活動状況について情報発信を図っているため。	
2 国際会議の開催件数	4		4		4		4		5		内閣府・原子力委員会が例年開催しているFNCA(アジア原子力協力フォーラム)は、近隣アジア諸国との原子力分野の協力を効率的かつ効果的に推進する目的で日本が主導する原子力平和利用協力の枠組みであり、国際情勢・技術動向等の情報収集及び発信の場として活用しているため。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 原子力政策の検討及び適切な情報発信等(平成13年度)	84(68)	83(69)	82	83	83	測定指標1	・原子力の研究、開発及び利用に関する取組等について、Webサイトによる情報公開等を通じて広報・広聴を充実させる。 ・FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議を通じて我が国の原子力に関する活動の情報発信を実施する。				0031	
施策の予算額・執行額	84(68)	83(69)	82(74)	83	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-27(政策8-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理				担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 萬屋正				
施策の概要	<p>第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p> <p>平成27(2015)年3月24日に「遺棄化学兵器に関する基本方針について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に内閣官房遺棄化学兵器処理対策室の業務が、遺棄化学兵器処理担当室に一元化された。</p>				政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進						
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に進行。				目標設定の考え方・根拠	平成9年に発効した化学兵器禁止条約	政策評価実施予定時期	目標未達成時				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 平成28年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	100%	27年度	100%	28年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備の導入による遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。平成26年度には敦化市ハルバ嶺で遺棄化学兵器の試験廃棄処理を開始した。 平成28年度は平成27年度に引き続き吉林省敦化市ハルバ嶺における試験廃棄処理、河北省石家荘市における廃棄処理等を実施する予定であり、その進捗よく割合を目標値として設定する。
2 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	肯定評価	27年度	肯定評価	28年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価	-	-	-	-	事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 遺棄化学兵器廃棄処理事業担当室経費(平成11年度)	240(211)	245(212)	239(***)	260	1・2	事業の企画、調達、運営及び管理並びに中国との協議等、廃棄処理に必要な業務を適切に行う。また、事業執行の透明性を高めるため事業全般について助言を行う有識者会議を開催するとともに、専門的な分野(建築・施工管理、化学物質分析等)について高度な知見を有する事業参加(非常勤)を採用するなど事業実施体制の強化を図っている。					0034	
(2) 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)	20,772(16,061)	26,443(22,577)	31,177(**,***)	34,313	1・2	「化学兵器禁止条約」に基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の処理事業を着実に推進、平成28年度においても、吉林省敦化市ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収、保管を行う。また、平成27年度に引き続き吉林省敦化市ハルバ嶺における試験廃棄処理、河北省石家荘市における廃棄処理等を実施する予定であり、並行して今後の廃棄処理場所の整備等を行う。					0035	
施策の予算額・執行額	21,012(16,271)	26,688(22,789)	31,416(**,***)	34,573	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-28(政策9-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発				担当部局名	政策統括官(防災担当)		作成責任者名	参事官(地方・訓練担当)安邊 英明 参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨				
施策の概要	国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。 国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国、地方のネットワークを形成できる人」の育成を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進							
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第1編 第4章ほか「防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」とされている。		政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 研修の総受講者数	-	-	1400	平成28年度	-	-	1400	-	-	-	-	-	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、研修の総受講者数を目標とするものである。
2 研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人の割合	-	-	80%	平成28年度	100%	100%	80%	-	-	-	-	-	研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの点数を目標とするものである。
3 ポータルサイト「TEAM防災ジャパン」の閲覧数	-	-	250,000	平成31年度	20,000	200,000	220,000	230,000	240,000	250,000	-	-	防災に関する有効的な情報と網羅的に閲覧することができるサイトの閲覧数を目標とするものである。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 防災に関する普及・啓発に必要な経費(昭和57年度)	686 (448)	430 (398)	449 (445)	458	3	災害予防に関する情報の発信、災害予防教育ツールの提供、人材交流・連携の実施						0036	
(2) 国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費(平成25年度)	111 (92)	109 (100)	129 (120)	131	1、2	・国や地方公共団体等の職員に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点の施設を活用した研修(年2回 1ヶ月程度)を実施。また、平成26年度からは、各地域(全国9ヶ所)に出張して研修を実施。 ・研修参加者が増えるよう、研修開催の早期案内等地方自治体に研修実施の一層の周知を行う。また、研修内容の見直しを行い、受講生の理解度が高まるように研修の充実を図る。						0037	
施策の予算額・執行額	797 (540)	539 (498)	577 (565)	589	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	国際防災協力の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨					
施策の概要	2015年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「仙台防災枠組2015-2030」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図るため、我が国の仙台防災枠組の取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、仙台防災枠組の定着に資する国際防災協力について検討する。				政策体系上の位置付け	#REF!							
達成すべき目標	国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図る。				目標設定の考え方・根拠	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するため国際協力を積極的に推進」することとされている。さらに、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日会議決定)においても、東日本大震災により得られた知見や教訓は諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきであるとされている。また、2015年3月の第3回国連防災世界会議で仙台防災枠組が採択されたことを受け、防災先進国・日本として、新たな防災枠組に基づく国際的な防災の取組の推進に貢献していく必要がある。		政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 アジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度	—	28年度	60%	28年度	—	—	60%	—	—	—	—	—	アンケート等を活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、アジア防災会議等に参加した防災担当実務者間の防災情報の共有による防災能力向上というアウトカムの達成状況を測るための目安として会議に対する満足度を測る。平成28年度の目標については、新規目標であることから、まずは50%以上の達成度を目標とする。
2 「より良い復興」事例調査ページアクセス数	—	28年度	50,000回	28年度	—	—	50,000回	—	—	—	—	—	第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」で位置づけられた「より良い復興※」を世界各国に広く普及させるため、平成28年度より、新たにホームページを通じて、モデル的に示された「より良い復興」のノウハウや実施に当たった留意点、その後の進捗の状況等を、継続的に紹介していく予定である。よって、本ページのアクセス数を国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定する。 ※より良い復興とは災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域作りを行うという考え方である。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
1 アジア防災センターにおけるカントリーレポートの更新	7	8	7	8	6	アジア防災センターにおいて情報更新を行っているカントリーレポートでは、アジア地域内各国の災害対応能力について把握を行っていることから、当該情報を更新することで、各国動向について適切に情報提供していることがわかる							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号						
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 必要な経費(平成10年度)	177(149)	1,015(1,254)	212(200)	287	1,2	・国際防災協力推進に資する国際会議等への出席 ・我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置された、アジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施 ・国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施 ・国内外における仙台防災枠組の普及・定着の推進	0038						
施策の予算額・執行額	177(149)	1,015(1,254)	212(200)	287	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」」 ・第3回国連防災世界会議における総理ステートメント							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-30(政策9-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(被災者行政担当)中村 裕一郎 参事官(事業推進担当)大塚 弘美
施策の概要	被災者生活再建支援制度の適度な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金支給世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体への助言、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査、避難所等の生活環境の整備・推進を図るために必要な調査等を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進		
達成すべき目標	災害からの復旧・復興施策や被災者支援に関する地方公共団体等の対応力の向上			目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第2編第3章 ほか「被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。」とされている。		政策評価実施予定時期	平成29年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1 災害復旧・復興に関する対策や取組の事例の収集等	実施	平成28年度	大規模災害の発災に備え、東日本大震災前後の自然災害で講じられた施策の事例を収集し、地方公共団体における復旧・復興の取組に資するため。					
2 被災者支援に関するマニュアル等の作成及び地方公共団体への周知	実施	平成28年度	平成25年度における災害対策基本法の改正等を踏まえた地方公共団体の取組が徹底されるよう、制度運用を行っていくための取組が必要であるため。					
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由		
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
3 災害復興対策事例集の施策事例数	407	407	439	449	452	地方公共団体における復旧・復興の取組に資するための施策事例数について、過去の実績を参考までに選定。		
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度				
(1) 災害復旧・復興に関する施策の推進に必要な経費(平成7年度)	46 (42)	62 (43)	58 (50)	55	1.3	被災者台帳整備について市町村にアドバイザーを派遣し、成果を事例集にまとめ周知する。また、住家被害認定業務に係る標準的な実務研修テキストの作成、大規模災害の発生も念頭においた被災者の住まいの在り方の検討等を行う。さらに、東日本大震災前後の自然災害で講じられた施策の事例を調査し、事例集等としてとりまとめ、地方公共団体に周知する。		0039
(2) 被災者支援に関する総合的対策の推進経費(平成25年度)	20 (15)	15 (10)	20 (16)	30	2	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保や、避難所生活の質の向上に関する市町村の取組を促進するために必要な調査等を行う。		0040
施策の予算額・執行額	66 (57)	77 (53)	78 (65)	85	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	地震対策等の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(災害緊急事態対処担当) 萩澤 滋 参事官(調査・企画担当) 名波 義昭		
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。 防災情報の収集・伝達機能を強化するため、総合防災情報システムによる防災情報の収集、SNSを活用した情報発信、収集の支援体制を確保する。				政策体系上の位置付け	#REF!				
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる地震・津波の設定、被害想定を検討を行う。 国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図る。				目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律	政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)	7	15	10	10	11	11	13	13	13	総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため。
2 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定(策定率)	13%	100%	-	-	-	48%	-	-	100%	火山災害による人的被害を減少させるためには、避難時期、避難対象地域、避難先、避難手段を具体的に定めた避難計画をあらかじめ作成することが重要であるため。(対象となる市町村数:155)
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
3 大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定 ・首都直下地震防災戦略の策定	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定及び被害想定 の検討	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定	-	-	-	-	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」とされているところ、各省市庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策を推進するには、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震において想定される震度分布や津波高を設定する必要があるため。 また同様に、相模トラフ沿いの巨大地震等により発生する長周期地震動について、その影響について検討する必要があるため。 なお、平成27年度の目標として、当初は南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討・とりまとめを設定していなかった。しかしながら、今後の検討課題とされてきた長周期地震動の推計手法に関する科学的知見の進展等を踏まえて優先的に検討を行い、結果をとりまとめた次第である。
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4 大規模水害対策の推進	大規模水害対策に係る検討会の設置		平成27年9月の関東・東北豪雨による水害では、住民避難のあり方や被災者支援等について課題が顕在化したところ、大規模水害時における適切な住民避難を一層推進するために検討会を設置する必要があるため。 なお、検討会の設置に際しては、他省市庁や自治体、有識者やその他関係団体と検討体制・検討内容について多大な事前調整が必要である。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等			平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度						
(1) 地震対策等の推進に必要な経費(平成12年度)	620(467)	394(316)	321(326)	487		2,3,4	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討や、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針、各種ガイドライン等の策定、SNSを活用した情報発信・情報収集の支援体制確保を行うための経費である。			0041
(2) 総合防災情報システムの整備経費(平成7年度)	393(128)	313(148)	228(167)	266		1	総合防災情報システムと他省市庁システムとの連携強化、次期システム構築に向けた基本設計をするための経費。			0042
施策の予算額・執行額	1,013(595)	707(464)	549(493)	753	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第190回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「地方の創意工夫」			

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-32(政策9-施策⑤))

<p>施策名</p>	<p>防災行政の総合的推進</p>				<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(災害緊急事態対応担当)荻澤 滋 参事官(防災計画担当)米津 雅史 参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(被災者行政担当)中村 裕一郎 参事官(事業推進担当)大塚 弘美</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画である防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>防災政策の推進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成し、これを実施することとされている。 また、国土強靱化政策大綱において、行政機関・企業の業務継続について取り組みを進めるべきとされている。 なお、施策の進展を踏まえ、平成27年度実施施策の活用状況について、必要に応じて事後的评价を行うこととする。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成29年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 企業における事業継続の取組に関する実態調査</p>	<p>45.8% (大企業:BCP策定済率)</p>	<p>平成23年</p>	<p>ほぼ全て</p>	<p>平成32年</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上 (H25年54%)</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上</p>	<p>ほぼ全て</p>	<p>「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。</p>
<p>20.8% (中堅企業:BCP策定済率)</p>	<p>平成23年</p>	<p>50%</p>	<p>平成32年</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上 (H25年25%)</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上</p>	<p>50%</p>		
<p>2 地方公共団体における業務継続計画の策定率</p>	<p>33% (首都直下地震緊急対策区域内)</p>	<p>平成25年</p>	<p>100%</p>	<p>平成36年</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上 (H25年33%)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、業務継続計画の策定率100%(緊急対策区域の全ての地方公共団体)を目指すとなっているため。</p>
<p>15% (南海トラフ地震防災対策推進地域内)</p>	<p>平成25年</p>	<p>100%</p>	<p>平成35年</p>	<p>-</p>	<p>前回実績以上 (H25年15%)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、業務継続計画の策定率100%(推進地域の全地方公共団体)を目指すとなっているため。</p>	

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					施策の進捗状況(実績)							
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
3	防災計画の実行性の向上に資する検討の実施	防災基本計画における主体の明確化などの調査・検討を踏まえ、防災基本計画への反映の検討を実施	平成27年度	防災基本計画の他の計画への反映状況に関するフォローアップなど防災計画の実効性の向上に資する調査・検討の実施	平成28年度	防災基本計画における主体の明確化などの調査・検討の実施	防災基本計画の他の計画への反映状況に関するフォローアップなど防災計画の実効性の向上に資する調査・検討の実施	-	-	-	-	防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画について、必要に応じて見直しを行うことで、同計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図る必要があるため。
					実施済み	実施済み		-	-	-	-	
参考指標		年度ごとの実績値					参考指標の選定理由					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
4	各府省庁の業務継続計画の見直し及び評価の状況	-	-	-	50%	100%	各府省庁の業務継続計画については、政府業務継続計画(平成26年3月閣議決定)に基づき評価することとされているため。					
5	被災者生活再建支援金の支給金額	169,380百万円	44,705百万円	526百万円	449百万円	1,296万円	「被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」という被災者生活再建支援法の目的を達するため、支出すべき国庫補助金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。					
6	災害救助費等負担金の施行状況	427,853百万円	829百万円	910百万円	341百万円	961百万円	「被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」という災害救助法の目的を達するため、都道府県が同法に基づき実施した救助において発生した費用負担に対する、適正な国庫負担金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 防災基本政策の企画立案 等に必要経費(平成26年度)	226 (233)	222 (251)	211 (193)	225	3	・災害対策に関する基本的な政策に関する事項の企画、立案、総合調整に関する事務 ・災害発生時に現地調査団の派遣等の現地災害対策に必要な業務の実施 ・災害対策予備施設等の維持管理	0043					
(2) 被災者生活再建支援法施行に要する経費(平成26年度)	1,803 (526)	604 (449)	1,409 (1,296)	600	5	支援法の適用に関して、実施主体である都道府県に対して適切に助言を行う。また、支援業務を都道府県から受託している被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)に対して、支援法に基づき、支援業務の適正な実施を確保するよう、監督・助言を行うこと等により、補助金の適正な執行に努め、被災者に対して迅速かつ的確な生活再建の支援を推進する。	0044					
(3) 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等検討経費(平成25年度)	10 (8)	51 (42)	32 (32)	90	-	具体計画に定めた、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整といった応急対策活動の一連の手順等について、実効性の観点から検証を行う。	0045					
(4) 防災計画の推進経費(平成24年度)	52 (14)	10 (8)	12 (12)	20	3	防災基本計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図るため、防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画の指針性の向上について調査・検討を行う。	0046					
(5) 社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(平成26年度)	-	62 (27)	41 (40)	41	1, 2, 4	中央省庁における業務継続体制の確保のため、各府省庁の業務継続計画に係る評価や評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、地方公共団体の業務継続体制の確保に係る対応策の検討等の調査を行う。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取り組みを行う上での現状の検証と施策の検討を行う。	0047					
(6) 災害救助等に要する経費(平成26年度)	1,731 (1,181)	981 (716)	1,315 (1,067)	492	6	災害救助法の適用に関して都道府県に適切に助言を行うとともに、同法を適用して救助を実施した都道府県から支弁した経費の申請を受け、審査や精算監査等を実施し、必要な国庫負担金を支出する。また、災害用慰金の支給等に関する法律に基づき支給する災害用慰金及び災害障害見舞金並びに同法に基づき貸し付ける災害援護貸付金のために必要となる国庫負担金の支出及び貸付原資の貸付けを行う。	0048					
施策の予算額・執行額		3,821 (1,962)	1,930 (1,492)	3,021 (2,639)	1,468	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					